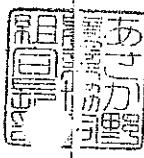


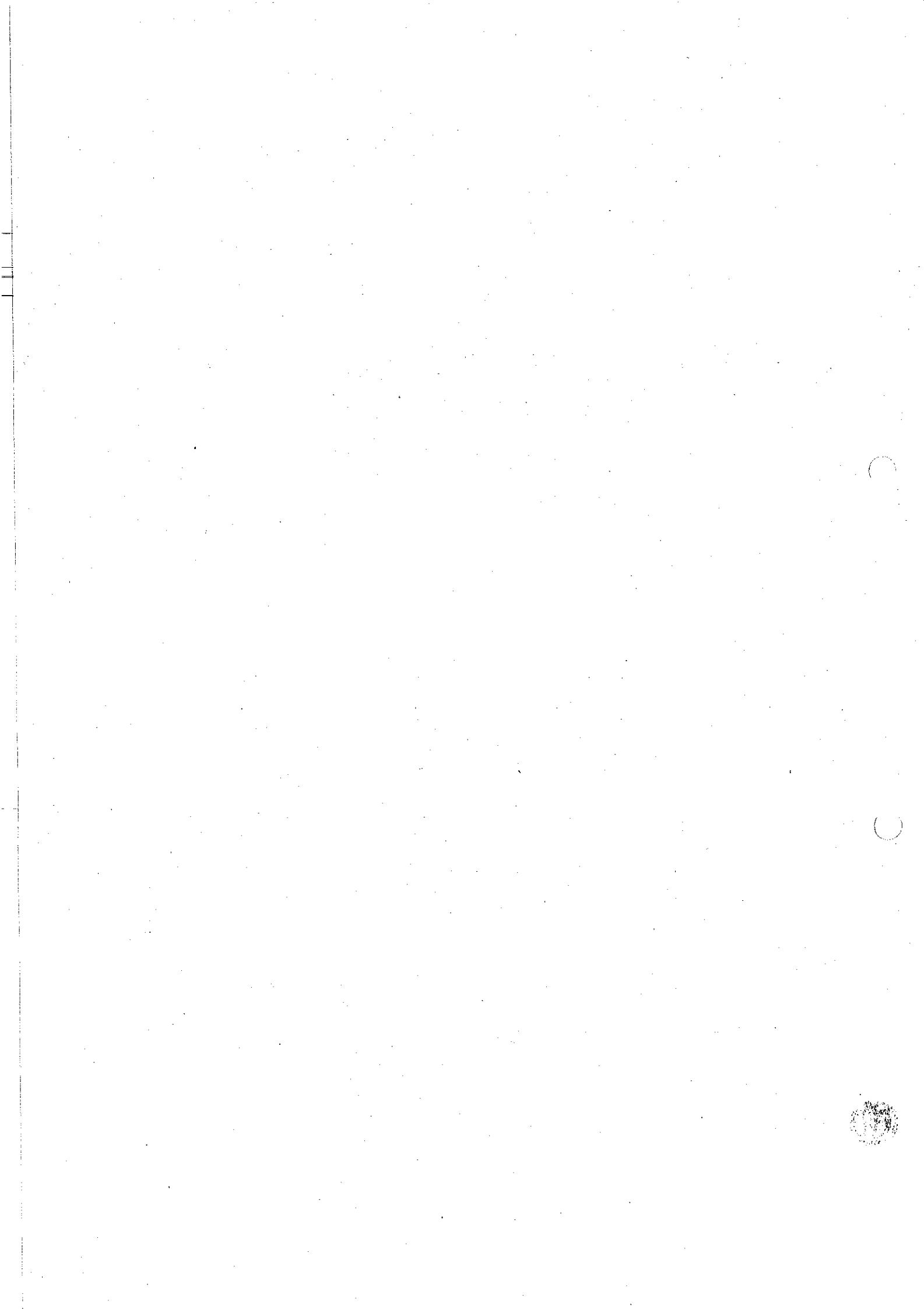
陳情第4号



資産課税における農地保全に関する 陳情書

あさか野農業協同組合





資産課税における農地保全に関する陳情書

近年の農業を取り巻く環境をみると、基幹的農業従事者の数は年間約6万人ずつ減少しており、高齢化も大きな問題となっております。食料の約6割は外国からの輸入に頼っていることから、食料自給率の低下も懸念されています。また、少ない人数でも農業を維持できる取組みとして、最先端技術を活用した「スマート農業」も広まりつつあり、効率的かつ持続可能な農業の実現に向け、生産性の向上が期待されています。

J.Aあさか野管内では居住地域が多く、市街化調整区域を中心に農地も混在しています。これにより都市と農業が共生する環境にあることから、「農」と「住」が調和した都市農業の確立が不可欠です。

さて、2025年の路線価では昨年に比べ2.7%上昇し4年連続で前年を上回っています。したがって都市農業における農地の立地条件から相続発生時等における農地評価も高地価となります。その結果、高額な相続税等の納税負担が必要となり、やむを得ず農地を売却せざるを得ないケースも増え、耕作面積の減少につながっています。売却された農地は宅地化が進み、近隣の農地においても営農環境の悪化により、耕作が非常に困難となる状況も生じています。

また、農業従事者においては、従事者の減少・高齢化が進み、自ら耕作や農地の維持管理を行うことが困難な状況になりつつあります。このような状況下では、荒れた農地が増加してしまうことも懸念され、当J.Aでは昨年より、耕耘や草刈り作業を有償で行う農作業受託事業を開始し、農地保全に取り組んでいます。

最近では、環境変化等の影響により、短時間に狭い範囲で激しい雨が降る局地的大雨が頻発しています。排水の想定を超えた雨水が大量に道路にあふれ、場合によっては床上・床下浸水が発生する状況も見られます。これは、かつて農地が担っていた雨水の貯留機能が、宅地化の進展により失われたことが一因と考えられます。

次に、農地は災害時の避難場所としての機能も備えています。能登半島地震は記憶に新しいところですが、今後想定される南海トラフ地震や東京湾北部を震源とする地震は、私たちの暮らしに直結する大規模震災として十分な警戒が必要です。さらに、農地は新鮮な農産物の供給はもとより、災害時の防災空間、住民の農業への理解の醸成、農業体験・交流活動の場としての機能も有しています。これらの観点からも、都市における農地は多様な役割を持つ重要な存在であるといえます。

また、農地に対する相続税については、「相続税の納税猶予の特例制度」があり、農業相続人の税負担を軽減し、農業経営の継続に役立てられています。しかし、農業相続人が原則終身営農する必要があるため、制度の利用をためらう実態も見受けられます。その結果、納税猶予の特例を利用せず、農業経営の縮小や廃業を選択し、農地が処分される事態が生じて

います。多くの農業相続人がこの特例を選択できるようになれば、農地が保全され、従来の「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へとその位置づけを転換することが可能ではないでしょうか。

平成30年に施行された「都市農地貸借法」では施行日以降、相続税の納税猶予の適用を受けている都市農地（生産緑地地区内の農地）について、「本法律により認定を受けた事業計画に基づく貸付け」、「一定の市民農園の用に供するための貸付け」を行った場合でも、納税猶予の特例が継続されることになっています。

近年では自然志向の高まりから、土とのふれ合いを求める地域住民が増加し、農産物の安全・安心に対する関心も高まっています。そのような中で、自ら農作業を楽しみ、収穫を楽しみ、それを食べるという楽しみを得られる「体験農園」へのニーズも年々高まっています。そこで、農地を所有する農業者が自ら開設する体験農園について、行政とJAが開設支援を行い、体験農園の増園を図ることで、こうしたニーズに応えることができると言えます。

また、前述のとおり納税猶予の特例を活用した農地についても、「都市農地貸借法」により体験農園の開設が可能となりました。農業相続人がこの特例の選択に躊躇する実態はあります。行政とJAが連携して開設支援を行うという体制が整えば、相続人の中には当初から体験農園の開設を視野に入れたうえで納税猶予の特例を選択するケースも生まれ、農地の処分に歯止めをかける効果が期待されます。

令和5年3月31日に締結された「都市農地の保全に関する連携協定」では、行政とJAが相互に協力し、都市農地の保全とその多面的機能の発揮を図ることが目的として明記されています。今後も行政とJAが協力し連携の強化が求められます。

つきましては、都市農業における都市農地の保全対策として、下記の要望についてご協力いただきたく存じます。

1. 都市農地の保全対策として、農地を所有する農業者が自ら開設する体験農園について、連携協定を踏まえ、行政とJAが協力して支援体制を構築し、体験農園の増園に努めていく。

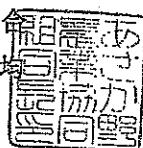
和光市議会
議長 小嶋 智子 様

令和7年9月4日

埼玉県朝霞市大字溝沼466番地

あさか野農業協同組合

代表理事組合長 高橋



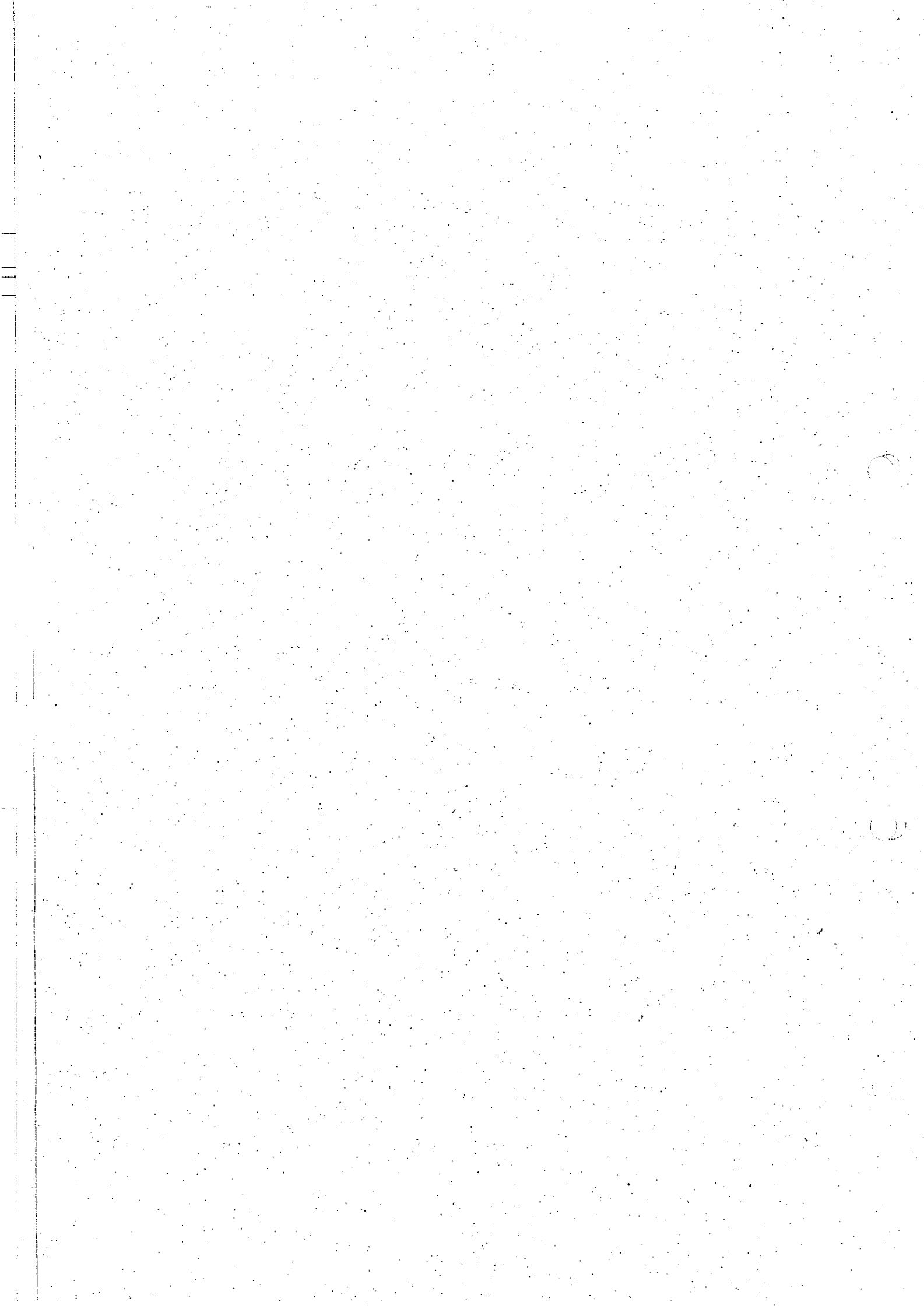
埼玉県新座市野火止5丁目7番22号

JAあさか野資産管理部会

連絡協議会 会長 狩谷 昇治



埼玉県和光市



都市農地の保全に関する連携協定書

朝霞市・志木市・和光市・新座市

あさか野農業協同組合

令和5年3月31日

都市農地の保全に関する連携協定書

朝霞市（以下「甲」という）、志木市（以下「乙」という）、和光市（以下「丙」という）、新座市（以下「丁」という）及びあさか野農業協同組合（以下「戊」という）は、次のとおり協定を締結する。

第1条 【目的】

本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が都市農地所有者のために互いに協力して、都市農地の保全と活用による多面的機能を発揮するとともに、新たな制度を適切に農業従事者に伝え円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 【連携事項】

甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- 一 都市農地の保全と活用に関する事項
- 二 生産緑地に関する事項
- 三 特定生産緑地に関する事項
- 四 都市農地の貸借の円滑化に関する事項
- 五 都市農地を保全、活用するための施策の検討

第3条 【情報提供】

甲、乙、丙、丁及び戊は、都市農地の保全と活用及び特定生産緑地制度等の周知に関する情報を、農地所有者をはじめとする地域住民に提供するよう努めるものとする。

第4条 【遵守事項】

本協定を相互の理解と信頼のもとに運営するために、次のことを遵守するものとする。

- 一 本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないこと。
- 二 本協定の締結事実を自己又は他人を利用するための手段として利用しないこと。
- 三 本協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

第5条 【協定の有効期間】

本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、丙、丁、及び戊のいずれからも別段の意思表示がない場合は、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第6条 【協議】

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊は、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月31日

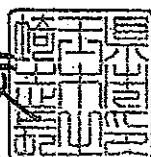
(甲) 朝霞市長

高岡勝



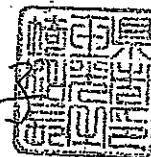
(乙) 志木市長

香川武文



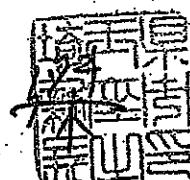
(丙) 和光市長

柴崎光子



(丁) 新座市長

近木



(戊) あさか野農業協同組合
代表理事組合長

田中康人

